

年金

国民年金

後納制度をご存じですか

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所に「ご連絡ください」。

かけになる場合は ☎03(6731)2015 ※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話など)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

【注意】

平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

※「03(6731)2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

後納制度の申し込み・納付書の再発行のお問い合わせ

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをお手元に用意ください。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

▼問合せ

お問い合せの際は、基礎年金番号がわかるものをお手元に用意ください。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

過去10年以内に納め忘れた保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっております。お早めにお申し込みください。

お問い合せの際は、基礎年金番号がわかるものをお手元に用意ください。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合に保険料の免除(※)を申請することができます。平成26年4月からは、免除申請ができる期間と失業などの特例申請の対象期間が拡大されます。

※「免除」とは、全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

免除申請できる対象期間の拡大

4月から、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで免除申請できるようになります。

改正前	過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした
改正後 (平成26年4月以降)	申請時点の2年1ヵ月前の月分まで免除申請できるようになります

失業などの特例申請の対象期間の拡大

4月から、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。

改正前	災害・失業などを理由とした免除(以下「特例免除」といいます)は、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件でした
改正後 (平成26年4月以降)	災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります(平成26年3月以前の災害・失業も対象となりますが、過去分の保険料の審査対象期間は、2年1ヵ月前までです)

申請方法

免除の申請は、住民登録している市(区)役所、町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所に添付書類を添えて申請してください。

▼添付書類

- 1 年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- 2 認め印(本人が署名する場合は不用)
- 3 失業した人が申請を行うときは、失業したことを確認できる書類(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給者証などの「コピー」)
- 4 転入された方は、所得証明書の添付が必要な場合があります

必要な書類など、詳しくは申請先までお問い合わせください。

【注意】

○2年1ヵ月前の月分まで免除申請することができませんが、申請が遅れると万一の際に障害年金などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>